

- 1 喀痰吸引等制度 について
 - 2 魅力ある福祉・介護の
職場宣言ひろしま制度 について
 - 3 ICT・介護ロボット
導入支援・普及促進 について
-



1 喀痰吸引等制度とは

介護職員等が、**医療行為**である「たんの吸引」等の行為を、**一定の条件の下**で実施することができる制度です。
平成24年に法制化されました。

喀痰吸引等行為

喀痰吸引	①口腔内
	②鼻腔内
	③気管カニューレ内部
経管栄養	④胃ろうまたは腸ろう
	⑤経鼻



喀痰吸引等制度の基本要件

1. **医師の指示書**があること
2. 介護職員等が「**認定特定行為業務従事者**」であること
 - ・「登録研修機関」等で研修修了後，県による認定が必要です
3. 介護事業所等が「**登録特定行為事業者**」であること
 - ・実施行為種別や従事者名簿等を県に登録する必要があります

年に一回以上は自己点検を

- ・介護職員等による医療的ケアを実地する場合，社会福祉士及び介護福祉士法に規定された一定の要件を満たす必要があります
- ・利用者の安全を期するため，定期的に自己点検を行い，医療的ケアを適切に実施してください

【自己点検シート掲載場所】

広島県 医療介護基盤課 のホームページ

介護職員等による喀痰吸引等(たんの吸引等)制度・手続き等

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kakutan-top01.html>

過去の指導事例

- 事業者登録を行わず、介護職員が実施
- 事業者登録はしているが、県の資格認定を受けていない職員が実施
- 事業者として登録した行為以外の特定行為を実施
- 従事者名簿の変更届出の失念 等

⇒他県では、施設長・介護職員の逮捕や書類送検となった事例もあります。
必要なケアを安全に提供するための制度であることにご理解ください。

原則として医療行為ではないもの

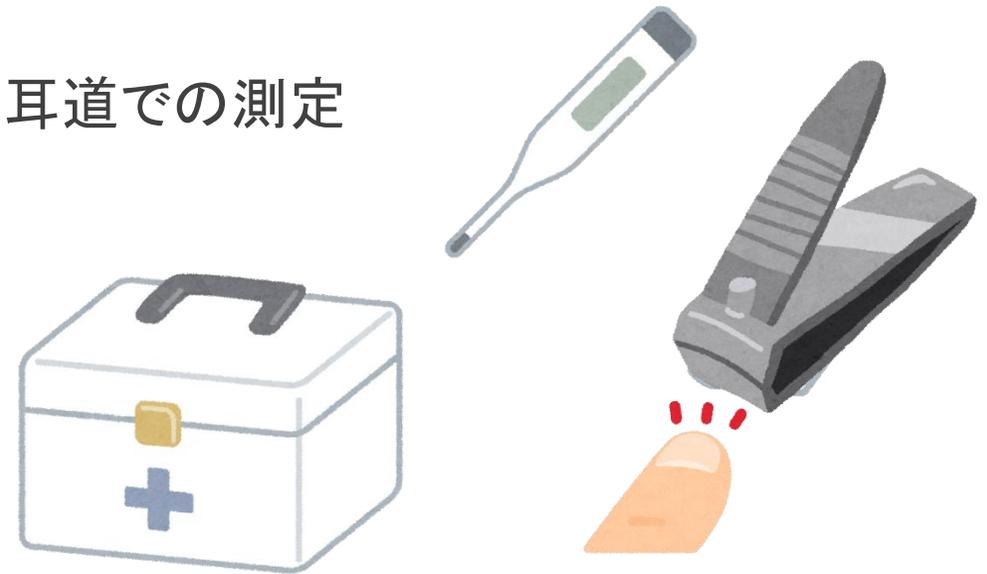
1. 体温, 血圧測定

水銀・電子・耳式電子体温計による腋下, 外耳道での測定
自動血圧測定器による測定

2. 軽微な切り傷・擦り傷・やけど等の処置 専門的な判断や技術を必要としない処置

3. 爪切り, やすりがけ

爪そのものに異常がなく, 爪周囲の皮膚にも化膿・炎症がなく糖尿病等の疾患で専門的管理が必要でない場合



原則として医療行為ではないもの

4. 日常的なオーラルケア

歯ブラシ、綿棒、巻き綿子などを用いて歯、口腔粘膜、下に付着している汚れを取り除いて清潔にする（重度の歯周病等が無い場合）

- ・その他、原則として医療行為ではないと考えられるものについては、厚生労働省医政局長通知をご確認ください。



【問合せ先】

広島県 医療介護基盤課 介護人材グループ

T E L: 082-513-3142

E-Mail: kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

H P:

広島県 喀痰吸引



2 「魅力ある福祉・介護の 職場宣言ひろしま」制度について

広島県では、福祉・介護人材の確保・育成・定着を図るため、安心して長く働ける職場づくりに取り組む優良法人を、認証して応援する制度を推進しています。

認証基準は、人材育成や資格取得支援、休暇制度に関する事など、働きやすい職場づくりにつながる内容となっています。この基準を満たすために取り組んでいただくことが、職場環境改善につながる仕組みになっています。

「スタンダード認証法人」

働きやすさやサービスの質等、広島県の福祉・介護業界として定めた水準をクリアした法人

「プラチナ認証法人」

離職率が低く、職員が安心して長く働き続けられるよう積極的に取り組んでいる介護業界のトップランナー法人



認証制度が目指すところ



この認証を受けている法人は、1月6日現在で323法人あります。これは、県内約1,500法人のうち約2割にあたります。

認証法人の割合が5割、6割と増えていくことで、より、福祉・介護業界に対する安心感や信頼感となり、業界のイメージアップにつながっていくものと考えています。

⇒介護業界のイメージアップ(ブランディング)による人材の確保

進路・就職先として選ばれる業界へ

広島県では、この認証は、特別な限られた法人だけが受けるものではなく、この認証を取得することが広島県の業界の標準、スタンダードになることを目指しています。



スタンダード認証



プラチナ認証

認証法人のロゴマークは優良法人であることの証です。

「ふくしかいごネットひろしま」や県のホームページなどでも認証法人の特徴や魅力を発信しています。

認証制度のお申込みはこちら



「ふくしかいごネットひろしま」

https://www.fukushikaigo.net/?page_id=1411

申請手続きのながれはこちら

<https://www.fukushikaigo.net/wpsite/wp-content/uploads/2022/06/902867043fa4fc2ec15d928c6d534194.pdf>



【問合せ先】 TEL 082-254-3415

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会
事務局：(社福)広島県社会福祉協議会／福祉人材課

認証申し込み先
QRコード



FUKUSHI & KAIGO NET HIROSHIMA

制度のことがよくわかる解説動画をチェック!



介護ロボット導入支援事業

区分	補助内容
事業概要	介護保険法の指定を受け、広島県内に所在する介護サービス事業者を対象とし、広く一般の介護事業所における取組の参考となるよう先駆的な介護ロボット導入にかかる経費の一部を補助する。介護ロボットを活用した介護サービス事業者の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の向上や職員の負担軽減等を図る。 (地域医療介護総合確保基金事業)
補助対象	●介護ロボット・・・移乗支援，移動支援，排泄支援，見守り，入浴支援など厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボットで，従来の機器ではできなかった優位性を発揮するもの 等 ●見守りセンサー導入に伴う通信環境整備・・・Wi-Fi環境の整備，インカム，見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等
補助要件	●介護ロボットの導入により，職員の負担軽減等を図りつつ，業務を効率化させ，サービスの質の向上を図ること ●他事業所からの照会に対応すること ●導入計画の作成，導入効果報告（3年間） 等

※令和5年度の詳細については、広島県のホームページ等で公開する予定です。（6月頃予定）

ICT導入支援事業

区分	内容
事業概要	<p>介護保険法の指定を受け、広島県内に所在する介護サービス事業者を対象とし、ICT導入にかかる経費の一部を補助する。ICTを活用した介護サービス事業者の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。 (地域医療介護総合確保基金事業)</p>
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ●介護ソフト…記録, 情報共有, 請求業務, ケアプラン連携標準仕様 ●情報端末…タブレット, スマートフォン, インカム等 ●通信環境機器等…Wi-Fi購入・設置配線工事費 ●その他…クラウド利用料, サポート費, 研修費, 他事業所からの照会対応経費, バックオフィスソフト(勤怠管理, シフト管理等)等(一気通貫等の要件を満たす必要あり) <p>※職員数に応じた補助額を設定</p>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ●LIFEによる情報収集・フィードバックに協力すること ●他事業所からの照会に対応すること ●導入計画の作成, 導入効果報告(2年間) ●IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言 等 <p>○上記の他, ケアプランデータ連携システムの利用など, 厚生労働省において補助要件が追加される見込み</p>

※令和5年度の詳細については、広島県のホームページ等で公開する予定です。(6月頃予定)

ICT・介護ロボット 導入支援・普及促進について

■ 令和5年度の事業実施について

ICT・介護ロボットの導入支援・普及促進については、広島県のホームページで随時公開する予定です。

また、介護サービス事業者への連絡用メーリングリストからも御案内予定です。

■ 令和4年度のセミナー開催について

[令和4年度「ICT・介護ロボット導入支援研修」の開催について | 広島県 \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/dounyukensyukiroku.html)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/dounyukensyukiroku.html>

【問合せ先】

広島県 医療介護基盤課 介護人材グループ

T E L: 082-513-3142

E-Mail: kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

H P: 